

法務委員會議録 第一一號

昭和三十三年十一月四日(月曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 三田村武夫君

理事小島 徹三君 理事椎名 隆君

理事長井 源君 理事福井 盛太君

理事横井 太郎君 理事菊地養之輔君

宇都宮徳馬君 小林 錦君

世耕 弘一君 高橋 禎一君

中村 梅吉君 林 博君

福田 篤泰君 横川 重次君

神近 市子君 佐竹 晴記君

坂本 泰良君 田中幾三郎君

古屋 貞雄君 細田 綱吉君

吉田 賢一君

出席國務大臣

法務大臣 唐澤 俊橋君

出席政府委員

警察庁長官 石井 榮三君

法務政務次官 横川 信夫君

委員外の出席者

警視長(警察 庁刑事部長) 中川 董治君

法務事務官(人 権擁護局長) 竹内 寿平君

検事総長 鈴木 才蔵君

検事総監 花井 忠君

警視總監 川合 寿人君

専門員 小本 貞一君

十一月四日

委員山口好一君辞任につき、その補

欠として中村梅吉君が議長の名指で

委員に選任された。

本日の會議に付した案件

法務行政及び人權擁護に関する件

○三田村委員長 これより法務委員会を開会いたします。

本日は前会に引き続き法務行政並びに人權に関する調査を行います。

前回の委員会で行われた法務大臣及び刑事局長の報告並びに答弁に關連して、委員宇都宮徳馬君及び福田篤泰君より一身上の発言を求められておりますので、この際これを許します。宇都宮徳馬君。

○宇都宮委員 たいま本委員会で問題になっておりますのは、いわゆる売春汚職事件及びそれに關連して生じた私どもの名譽棄損事件、さらにそれに關連して生じた記者逮捕事件であります。それらの事件はそれぞれ別個の事件であり、そして売春汚職及び記者逮捕事件については世上新聞等に詳細な報道がなされておりましたが、名譽棄損事件の経過につきましては、ほとんど報道がなされておられません。これは大新聞自体が名譽棄損刑事件の被疑者であるゆえであると思存します。しかし、現在検察の措置について論議されておる記者逮捕にしても、またニュース・ソースの問題にいたしましても、私どもの名譽棄損事件の捜査の過程において生じたものであります。名譽棄損事件自体の真相を理解することなしにその可否を判断することは不可能だと思います。われわれは、一般論としての記者逮捕やニュース・ソース秘匿の問題を論ずべきではなく、特定の、この場合におけるその可

否について論ずべきであらうと信じます。そのためには、特定のこの場合の事態を十分に理解していただかなければなりません。私があえて私自身に關する名譽棄損事件の真相をここで陳述せんとするのは、主として以上の理由によるのであります。

十月十八日 読売新聞朝刊に売春汚職に關係して私及び福田代議士がわいろをとり、召喚必至という記事が掲載されましたが、これは全く事実無根であり、著しく名譽を棄損するものとして名譽棄損の告訴を、私はいたしましたのであります。大げさに六段抜きで取り扱われた記事は、一昨日の法務大臣答弁によつても明白なように、全く事実無根であります。火のないところに煙は立たぬというが、この場合には線香の火ほどの火種もなかつたのであります。どうしてかような記事が出たか了解に苦しみ、私はさっそく読売新聞編集局長にこの不当をなじりましたところ、ニュース・ソースは検察庁であり、確實なものであるという、はなはだ自信に満ちた返答でありました。記事をよく読んでみましても、いかにも当局、すなわち検察庁から情報が出ていたように書いてあります。著しい部分を読んでもみますと、東京地検は十七日天野特捜部長指揮の特捜班を設け、造船廠以来の本格的摘発を始め、約十名の裏づけ捜査を進めた結果、宇都宮徳馬氏、福田篤泰氏の東京出身代議士二人も売春業者からわいろを受けて

いるとの疑いが濃くなった、宇都宮、福田両代議士の召喚も必至と見られる、またそれに続きまして、当局は東京都連、地元代議士を結ぶ汚職ルートにメスを入れ、福田、宇都宮両代議士にいずれも二十万—五十万円の工作費が送られている事実をつかんだ、さらに、地検の押収した書類には福田、宇都宮代議士の氏名の上には済みというしるしがはつきりと押されており云々といった調子で、確實な犯罪容疑を当局が発表したようにしか思われないうらいに書かれておるのであります。あすにでも手錠をかけられそうなお記事であるのであります。まさに公然事実を摘示し人の名譽を棄損するものであり、しかもその事実たるや誣言に出るものとお申さなければなりません。しかし、読売新聞編集局長の言うように、もしも検察当局よりたとい非公式にせよ事実が提供されたといふ仮定するならば、刑法第二百三十二条の二項の「未タ公訴ノ提起セラレサル人ノ犯罪行為ニ関スル事実」であり、それが真実ならざることに責任はもつばら検察当局にあるのであって、読売新聞の罰せられる可能性ははなはだ少いのであります。この場合には、事実無根のことを、あたかもいまだ公訴の提起せられざる人の犯罪行為に關する事実のごとく、虚偽の情報を故意に提供したと見られる検察当局に当然刑事責任がなければなりません。公訴提起前の犯罪行為を公表することは、一連の犯罪行為を世論の監視下に置き、捜査機関に捜査の

端緒を与えることが目的であります。しかし、発表することはあくまでも真実でなければなりません。虚妄のこと、すなわちそのことであつてはいけません。虚偽の犯罪事実が当局によつて言論機関に提供せらるるがごときことは、重大な人權の侵害であり、善良な国民もまくらを高くして寝ることができないのであります。私は、読売新聞編集局長の言がもし真実であるならば、事態ははなはだ重大であると思ふ。私は一國民であると同時に衆議院議員であり、福田氏も衆議院議員であります。二人の國會議員についてその容疑事実を流すというようなことは、一檢事のよくなし得るところではないと私は思ひます。私はこの背後に何らかの意図を持った上司の指揮命令を想像せざるを得なかつたのであります。私が読売新聞とともに検察首脳を告訴した理由はここにありするのであります。これについて一昨日唐澤法務大臣は、ニュースが検察庁から出たことはいないと申された。しかし読売新聞は今なおニュース・ソースが検察庁であつたという主張を私に對し取り消してはおりません。具体的なニュース・ソースの自供は拒否しておるけれども、検察庁から出たというところを取り消してはおらないのであります。しかも、先ほど申し上げました通り、あの記事では、当局は収賄の事実をつかんだ。地検の資料によれば、犯罪の事実に關するこゝできわめて心やすく検察当局の名を使って真実を装おうとしている

ように見えるわけでありませぬ。法務大臣の言われるごとく、検察庁から流れた故意の情報でないとするならば、かような検察庁を利用した記事の書き方自体についても、少くとも何らかの行政措置、注意するとか警告するとかという行政措置をとるべきであつたと私は思ふ。この点については同僚議員がいろいろ質問するであろうと存じます。非常に問題の点であらうと思ふのであります。

ニュース・ソースの自供を求めていることが問題になっていませぬけれども、私は被害者として一言それについて述べたいのですが、新聞記者の取材源についての証言拒否権すら大審院判例によつて認めておらないのでありますから、いわんや犯罪容疑者としての記者が取材源について尋問されない権利があるはずは私はないと思ひます。特に、この場合においては、編集局長が「ニュース源は検察庁である」と特定の個人を示さないで、最初からニュース・ソースを示しているのであります。それゆゑに、私は読売新聞とともに検察当局をも告訴せざるを得なかつたのであつて、私にとりましては、ニュース・ソースを明らかにしなければ、告訴の真実の相手、また名誉棄損に伴う損害賠償等の付帯訴訟をする相手を決定することすらできないということをご存知つていただきたいのであります。もしも読売新聞が、このニュース・ソースが検察庁とか確実なものではなく、何ら確実なニュース・ソースなしに二人の容疑者を捏造したとすれば、これは何とも形容のできない不都合な事であることと申さなければなりません。私は今まで新聞の

誤報に泣く人々のことを聞いてはおりませんでした。まさかしかし根も葉もない誤報があつたとは思ひなかつたのであります。しかし、それが実際にあることを今度みずからの皮膚によつてしみじみといたく感じたわけであるのであります。人の名誉を無根の事実で著しく棄損する記事は、その報道機関の影響力が大きいと、その人の社会的信用を著しく、仕事や生活をめぢやくちやに、一家離散の悲運に泣く者も多いと聞いておるのであります。普通の人は、突如として降りかかってくる新聞の誤報によつて受ける災難に対抗することは、これは事実上できない。最初

は全く悪意のない単なる一記者の誤報でありまして、被害者がその誤報と戦つていられるうちに、新聞社はいわば意地になつてくる傾向がある。大新聞の声援を維持するための圧力が弱く傷つけられた者の名誉をいよいよ傷つけ、社会的に押し殺してしまふ場合が多いといふことを私はつくづく感じた次第であります。これが言論の暴力と呼ばれますものであり、もはや一個の社会悪といふことができるかと私は断ずるのであります。これが言論の暴力と呼ばれますものであり、もはや一個の社会悪といふことができるかと私は断ずるのであります。何人も不当に不名誉な取扱いを受けざる権利を持つてゐる。これは人間の尊厳を維持する重要な、はなはだ重要な基本的人権であります。私の名誉棄損事件は充春汚職の記事が原因であります。しかし、充春汚職とは全く別個な、それ自体として私はきつめて重要な事件であると存じます。日本の報道機関は個人の名誉に対して顧慮することが少く、極端に言えば、これを傷つけることが平気であるとも言えるのであつて、そのために報道の自由の原則が善良な人々の人権を犯す

暴力のとりでとなつていられるとも言えると思ふのであります。私はこの際言論機関に厳肅なる反省を望みたい。この反省があつて初めて国民は報道の自由が国民にとつて重要な自由であることとを再認識するであらうと信ずるものであります。

ニュース・ソースの秘匿の問題についておもしろい話があるから、私はここで御参考までに紹介したい。ある小新聞の記者が読売新聞の今度の態度を見て、おれのところも今度でたらめなふりをして、検察庁から種が出たようなふりをし、取調べられたら、ニュース・ソースは言えないと言へばいい、小新聞にも大新聞にも同様の取材の自由があるにきまつてゐるのだ、それが通用するであらう、こゝろ申しておる。こゝろいふことになつては大へんなことである。言論統制をみずから報道界に呼び込むようなことと存するのであります。私は私の事件の真相が徹底的に明らかにされることを望んでおるものであります。それによつて報道の行き過ぎが訂正される機会となることを熱望しておるのであります。しかしながら、先ほども申しました通り、もしもニュース・ソースが検察側にあるとすれば、それこそ検察ファクシオンと呼ばれるべきものであり、無根の事実を新聞記者にいかげんに流す、そゝする特定の政治家をいつでも検察当局は傷つけることができるのであります。事態は報道の自由の行き過ぎよりもはるかに重要な問題になつてくるわけでありませぬ。現在この問題については捜査が進行しているわけでありませぬが、十分なる決意を持つて、たとえ検察当局みずからに火の粉が振りかかること

があつても、検察当局の公正に対する信頼を国民から失われぬやうに、これは重要なことであるから、私はそれを心から願つておるものであります。私の陳述はこれをもって終ります。

○三田村委員長 福田篤泰君

○福田(篤)委員 私は、委員長並びに委員各位に対しまして、貴重な時間をわれわれ二人のために与えられた御厚意に對して厚く御礼申し上げます。しかし、これはひとり二人の代議士の問題ではなくして、いわば基本的人権に關する重大な社会犯罪の問題であります。同時にまた、国会の権威に對し、かつまた善良な国民という大きな立場から、当委員会がこの時間を与えられたものと私は推測いたします。告訴に至りました経緯並びにその背景につきましましては、同僚宇都宮君から詳細述べられましたので、ここに省略いたします。ただ、私は、ここに特に申し上げておきたいことは、やはり読売新聞の小島編集局長がこの恐るべきデマ記事の根拠について検察側から聞いたと言ふことが、私どもがいわゆるデマを流すと思はれる検事を相手として名誉棄損に訴へざるを得なかつたゆゑんであります。ただ、その翌日においては、読売新聞の記者が某検事のうちにその日の夜参りまして、実は検事から聞いたのではない、御迷惑をかけて済まなかつたこととあやまつた事実を私が知つておられますので、特に一昨日の法務大臣の、われわれ二人はいわゆる充春汚職には何ら關係ないといふ明確な答弁を拝聴したことと思ひ合せまして、私個人としては、おそらく検察側がいわゆる告訴の対象となるやうな不名誉なことをしたとは考へておりませ

ん。事態が明白になつて、責任の所在がはつきりした場合には、それについての対象を明確にすることをこの際に申し上げておきたいと思ひます。私どもがいわば数方の支持者の票をいただいで国会に送られていられるという重大な立場から、今回のこのデマ記事の報道は、心理的にも法的にもまた家庭的にも受けた打撃は深刻なものであります。これはおそらく同僚委員各位も御察察いただけることと存じます。が、私は、ニュース・ソースの問題、それから充春汚職の問題、またわれわれの名誉棄損の告訴の問題、この三つは関連はありますが、やはり別個には関連はありますが、当委員会における公正慎重なる審議をお願いしたいと思ふのであります。

この場合、充春汚職自体については、これは何人といへども徹底的に究明せらるべきことは当然であります。また、ニュース・ソースの秘匿の問題であります。正しい自由な報道を確保するためにこの問題を慎重に取り上げることもけだし当然であらうと思ひます。ただ、この場合、あくまで自由な報道という上に正確な報道といふことがあつて初めてニュース・ソースを秘匿するといふ慣習が守らるべきではないか。この大前提を思はざるを得ないのであります。すでに英米におきましてはライベール法的な法律があることはすでに各位の御承知の通りでございます。これによりまして、英国では一八八八年の改正名誉棄損法によつて定められておりますし、アメリカにおきましても各州の州法によつて規定したところが多いよりであります。これらいわゆる名

著を特に言論の暴力から守る前提におきましては、ニュース・ソースの秘匿の大事なことは一定のワケがなければならぬ、すなわち、第一はその報道が正確かつ公正であること、第二は悪意がないこと、第三は評論が含まれない場合に、初めてその特権が認められるというところは米英における新聞道の常識であります。しかるに、今度の私どもの受けましたこの重大な問題を考えますと、果して今度の読売新聞にこれらのワケが守られておるかどうか、私は大きな疑問だと思ふ。毎日各地からお手紙をいただいておりますが、来ておる中で一つだけ要旨を御報告させていただきます。これも数日前もりました芦屋市の医学博士若原英夫という方でありまして、全然未知の方であります。こういふことを言つてきておる。今日まで実に数知れぬ数十万の良民がこの種のペンの暴力によつて屈辱を余儀なくされ、いな泣き寝入りをしておるのであります。どうかわれわれの被害者を代表し、言論の暴力、ペンによる、印刷による殺人罪をこの際なくして、善良な市民を守つていただくようお願いいたします。こういふようなことが連日各地から参つておる事実を見ましても、私は、一方において新聞が社会悪と戦ひ、そうして正しい民主主義を確立する上に大きな役割をしておると同時に、一方において不用意にも重大な悪やまを犯しつゝある、この点をどうか本委員会におきまして、二人だけの被害、あるいは残酷な犠牲といふものをそのままに終らすことなく、これを生かして、正しい新聞道、特に十月一日から新聞協会がやりましたいわゆる新

聞週間においてきめられたスローガン、「報道には大胆、人権には小心」というこのりっぱなスローガンが、そのまま守られる時代が来るように、たとえはライバル法的なもの制定ないしはこれに伴うニュース・ソース秘匿権における法的措置、あらゆる角度から、正しい言論、そうして信頼できる新聞道のために本委員会が今後とも御研さんあらんことを切望いたします。終わります。

○三田村委員長 ただいまの宇都宮、福田両君の御発言に対して、法務大臣、何か御所見がありましたらこの際お伺ひいたします。

○唐澤国務大臣 ただいま両君からお話がありましたことのうち、検察当局が両君から名誉棄損の告訴を受けておるのでございまして、もし検察当局のだからがあの記事のもとなつたことと話を話しておつたこととをいふ、これはゆゆしきこととございまして、従ひまして、検察当局といたしましては、あの告訴を受けて直後、嚴重に部内を取り調べたのでございまして。今のところでは、検察当局の中での記事の原因となつたような話をした者はないようでも申上げましたように、このいわゆる売春汚職関係におきまして、両者は全く容疑がないのでございまして、従ひまして、検察当局からさういふ情報が出るはずはないといふ話でございまして、それを聞きますと、いかにものもつともな事だと思つたのでございまして。しかし、事は重大でございまして、なお引き続き万方一

検察当局からあの記事のもとなつたよ

うなことをいたしておつたかどうかを取り調べておる次第でございまして。もし万一さうなことがありましたならば、嚴重に処断するつもりでございまして、今のところでは、どうもさういふ容疑がないのでございまして、従つて、それを漏らすといふよりなこともなかつたろうと思つておりますが、引き続き調査をいたしてまいります。

○三田村委員長 質疑の通告がおりますから、順次これを許します。佐竹晴記君。

○佐竹晴記委員 それでは私より質疑いたしたいと思います。

売春汚職の問題について検察当局が活躍せられておりますその御苦労に対して、それを多とすると同時に、大いに敬意を表するものであります。なおこの上徹底的に究明されまして、世論にこたえられますよう、冒頭切望いたしておきます。

先ごろ、売春汚職の報道を読売新聞の立松記者がいたしたというので、同記者が逮捕されたという情報が伝わりまするや、世間では、売春汚職事件報道は逆弾圧され、このまままた葬られましまつたのではないかと懸念される向きもあつたのであります。従ひまして、この記者逮捕問題は、世論にこたえる意味においてきわめて重大な問題であると考えますので、以下少しくお尋ねをいたしてみたいと思ひます。

法務大臣は昨日の当委員会において刑事局長をして報告をなさいましたが、その御報告によりますと、十月二十四日、立松記者の頭を求め取り調べた結果、同記者が原稿を作成したことがわかり、その経過について聴取したが、他の関係者との間に著しい

食い違いがあり、犯罪阻却に関する真実性の資料の有無を究明する必要がある、釈放すれば他の関係者と通謀し証拠を隠滅するおそれがあるから逮捕しと述べたことになりました。ここに言ふ真実性の資料の有無といふのは、おそれなく刑法二百三十条二の關係について言われたものと考へます。すなわち本来名誉棄損罪は刑法二百三十条に規定してあります通り、公然事実ヲ摘示シ人ノ名誉ヲ毀損シタル者ハ其事実ノ有無ヲ問ハズ三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス」と書いておるのであります。ところが、これだけでは報道機関の報道の自由を弾圧するおそれがあるといふので、その後改正になりました。これによると、前条の二を設けました。これによると、前条の二行為が公共の利害に関する事実にかかると、その目的もつばら公益をはかるに出でたるものと認められるときは、事実の真否を判断し、真実なることの証明があつたときは罰しない規定したのであります。その真実性の資料の有無について究明する要があつたために逮捕する要があつたと言われるのであります。ところが、その点を一つこの間御答弁なさいました刑事局長になお念を押ししておきます。

○竹内説明員 ただいま御指摘の点はその通りでございまして。

○佐竹晴記委員 ところで、法務大臣が刑事局長にその報告をなさいました後、林委員より、逮捕するといふのは容疑がないという見地で逮捕したものである、容疑があり証拠があるのに逮捕するのは報道の自由に対する弾圧と思ふがどうかという質疑に対し、唐澤法務大臣はこう答えております。報道の自由を尊重すべきことは当然であります。ニュース・ソースの秘匿も尊重しなければならぬが、これと同時に個人の名譽、信用を著しく棄損する場合は放任できない旨を述べた上、事後報告ではあるが、宇都宮、福田両氏には容疑は全くない、しかし容疑がなかつたことを書けば必ずしもそれは言えない、事実ありと信じ、ありと信じたことについて相当の事由がある場合には刑法理論として罪にならない、そこでこれをどこまでも調べなければならぬので身柄を拘束する必要がある旨を答弁されたのであります。この答は刑法一般理論でありまして、ひとり名誉棄損に限る問題ではございませぬ。刑法総論に關します一般的な問題であり、松記者の報道が刑法二百三十条の二の所定の具体的な真実な事実と該當するかどうかといふことを判断するため逮捕する必要がある、といふのに対し、大臣のおつしやるのは、その立松記者の報道が真実でなかつたとしても、真実であると思ふべき相当の事由があるかどうかについて捜査するため逮捕の必要があつたと言われております。大へん食い違つておるのであります。大へん食ひ違つておるのであります。どうか、これは大臣より御所見を承わりたい。

○唐澤国務大臣 この点は、私のお答えいたしましたことと刑事局長のお答えは違つておりましたことと間に食い違いはないと思つております。もとより法律の理論に詳しくない私でございますから、私が主として重点を置いていますことは、一方において新聞紙の使命を尊重し、ニュース・ソースの秘匿性

と、この公然事実を摘示したという、このことによりまして犯罪は成立するのである、しこうして真実の証明がありましたが場合には阻却する、こういふ考へてございしますが、判例通説は、もしも証明がされた場合には犯罪の成立を阻却するといふ考へ方になつておるのでございします。従いまして、真実が証明されるかどうかということに犯罪の成否に関する問題といふふうに解釈されるのでございまして、その点、佐竹委員が仰せられるように、あとは被告側の出方いかんにかかるとはならないかといふふうには取り扱えない次第でございします。

○佐竹(晴)委員 法務大臣の言われぬ、情報が内部から出たかも知れない、もしそらだとしたらそれが事実でなくともそう信ずることについて相当の事由があるというの、いわゆる期待可能性論をおっしゃつておられるのであると思ひます。これは戦時中のころから非常にやかましく論ぜられた問題でありまして、最近通説のごとくになり、判例にも一部取り入れられるようになりまして、これは申し上げるまでもございしません。戦時中に経済統制令の違反事件が非常にたくさん起りましたが、当時その法令の解釈が非常にむずかしくて、たとへば業者などが、うっかり取引をしておるとあとで違反にひつかかるといふので、警察へ照会して、これこれしかじかのことをいたしたいのでありますが、大丈夫でありましたし、よいかと照会いたしましたところ、経済主任が、これは大丈夫です、やつてよろしいと言つたのでその取引をした。ところが、他の管外の警察では解釈を異にいたしました、これは法の解

釈を誤まつておるので、経済統制令違反だといつてこれを検挙し、ついに起訴された事実がある。そこで、法廷において、警察の経済主任からこれはやつてもよろしいといふ回答を得ておるので私はそれが正当であることを信じておりました、そこには相当の理由があります、こう言つて弁解をいたした罪が、法を知らざるのゆゑをもつて罪を犯すの意なしとなすことを得ず、けれども、法を知らざるのゆゑをもつて罪を犯すの意なしとなすことを得ず、けれども、法を知らざるのゆゑをもつて罪を犯すの意なしとなすことを得ず、けれども、法を知らざるのゆゑをもつて罪を犯すの意なしとなすことを得ず、

積を誤まつておるので、経済統制令違反だといつてこれを検挙し、ついに起訴された事実がある。そこで、法廷において、警察の経済主任からこれはやつてもよろしいといふ回答を得ておるので私はそれが正当であることを信じておりました、そこには相当の理由があります、こう言つて弁解をいたした罪が、法を知らざるのゆゑをもつて罪を犯すの意なしとなすことを得ず、けれども、法を知らざるのゆゑをもつて罪を犯すの意なしとなすことを得ず、けれども、法を知らざるのゆゑをもつて罪を犯すの意なしとなすことを得ず、

それを新聞に報道してみた、ところがそれが事実と相違しておつた、という場合に、それが事実と相違しておつたにしても、それはまさに真実と信ずることになりましよう。けれども、法務大臣のお答えなさいますところのものは、そういつた公然の問題ではございませぬ。内部からひそかに機密が漏れてい

それを新聞に報道してみた、ところがそれが事実と相違しておつた、という場合に、それが事実と相違しておつたにしても、それはまさに真実と信ずることになりましよう。けれども、法務大臣のお答えなさいますところのものは、そういつた公然の問題ではございませぬ。内部からひそかに機密が漏れてい

ますが、質疑を進めて参りましよう。それでは刑事局長にさらにお尋ねをいたしたいのは、立松記者の言つたところと他の関係人の供述と食い違つたので、通謀すると困る、証拠隠滅のおそれがあるから逮捕しなければならなかつたといふのでありますが、その御説明の中でも、立松記者として相当に弁解をいたしておつたようであります。いかなる弁解をし、どういふ方をお調べになつてどんなふうに食い違つておりましたのか、差しつかえない範囲内において一つこれをここで御報告いた

ますが、質疑を進めて参りましよう。それでは刑事局長にさらにお尋ねをいたしたいのは、立松記者の言つたところと他の関係人の供述と食い違つたので、通謀すると困る、証拠隠滅のおそれがあるから逮捕しなければならなかつたといふのでありますが、その御説明の中でも、立松記者として相当に弁解をいたしておつたようであります。いかなる弁解をし、どういふ方をお調べになつてどんなふうに食い違つておりましたのか、差しつかえない範囲内において一つこれをここで御報告いた

ますが、これはちよつと調べようがないようにも思ひますが、お調べなさいましたのでしよるか。これらの人々には被告訴人であつても全然調べない、立松記者だけを調べたといふのでございませうか。どういふ方面をお調べなさいましたのでございませうか、これを承つておきたいと思ひます。

ますが、これはちよつと調べようがないようにも思ひますが、お調べなさいましたのでしよるか。これらの人々には被告訴人であつても全然調べない、立松記者だけを調べたといふのでございませうか。どういふ方面をお調べなさいましたのでございませうか、これを承つておきたいと思ひます。

ます上においてきわめて必要であると思ひます。単に却下されたというだけでは、検察当局が大へん一方的に好ましくおぼしめられたかのごとくにも思われまゝです。この際御弁解もございませう。不本意である内容を承りたいと同時に、裁判所の意向もこれこれしかじかである、しかし検察当局としてはこう考えたのだ、どこにどのような意見の食い違いがあつてこうなつたか、それがどういふふうの遺憾であるか、これを一つ御説明いただきたい。

○唐澤國務大臣 一応私からお答えをいたしました。足りないところは刑事局長から説明をいたさせます。

もちろん私は事後において報告を受けたのでございまして、そうしてその当時の状況についてその判断がよかつたかどうかを考えたのでございませうが、たびたび御説明申し上げておりますように、当時といたしましては、検察当局といたしましては、逮捕状の発付を請求する必要ありと認めてこれを請求して、そうしてその発付を見たのでございませう。この逮捕状によりまして逮捕をいたしました。次に引き続き勾留状の発付を請求いたしましたところろが、このたびは却下をされて発付を見なかつたのでございませう。検察当局といたしましては、当時といたしまして、どこまでも勾留状の発付を得たかつたのでございまして、勾留状の発付の必要があるという考えは變つておりませぬ。しかしながら、裁判所の方からこれを却下したのでございませうから、さらに慎重に考えまして、不本意ではあるけれども、この裁判所の決定に従ふ、こゝろの判断をいたしました。

でございませう。もとより裁判所はこの却下したことについて理由は明示しておりませぬ。おりませぬけれども、ともかく、検察庁といたしましては、従来から裁判所の決定に対してはこれを尊重する態度をとつてきておりますから、ここに裁判所の却下という事実が一つ加わりましたから、慎重に考慮した結果、不本意であるけれどもこの決定に従ふ、こゝろの判断を下したのでございまして、その状況を承りまして、当時としてはこの判断はやはり正しかつた、かように私も判断をいたしておる次第でございませう。

○佐竹(晴)委員 おそらく、こゝろの重大なことでございませうから、書面を出しつづなはななかりと思ひます。係の検察官におかれても、判事もお会いして、これこれしかじかであるというこの内容の説明もいたしましやうし、判事の側におきまして、たとへば証拠隠滅についてはどういふ事態があるか、また逃亡についてはどういふ関係にあるかというふうなことの話し合い——と言ひのは語弊がありますが、必ずやりとりがあることと思ひます。これは単に請求書を出しつづなで、また理由をもつけない却下決定書だけをもらつて、それきりなのでございませうか。検察当局として手を尽くしたか否か、これを承りたい。

○竹内説明員 この裁判は御承知のよう理由を付さない裁判でございませう。ただ、はつきりしますことは、証拠隠滅のおそれがあるから勾留状を發布してもらいたいという請求でございませうので、それを却下したというところは、検察側が主張する証拠隠滅のおそれがあるというの認めないというこ

とでございませうから、証拠隠滅のおそれはないという判断をしたというふうな実務といたしまして、証拠隠滅のおそれありという理由は書面をもつてごまかく要求はいたさないでございませうが、事案によりましては、主任検事が裁判官に説明するといったような処置もとられることもあるやに伺つております。本件の場合も、極力検事として目的の貫徹のために必要な説明その他はいたしておるものと考へておりますが、結果は、証拠隠滅のおそれなしという判断のもとに却下ということになつたものと思ひます。

○佐竹(晴)委員 大臣の答弁なされた言葉の中に、宇都宮、福田両代議士は容疑がないことがわかつたとおつしやつておられますが、最初から検察当局において何ら問題とならざる容疑がなかつたというのでありませうか、また、何か論議されて、調べてみたが容疑がないという結論に達せられたのか、これを承りたいと思ひます。

○唐澤國務大臣 両代議士から名譽棄損の告訴がございませう。しかも検察当局も被疑者となつておられますので、それで当時の状況の報告を承りました。その承つた際に、両代議士については容疑が全くない、こゝろの報告でございませうから、そのまま申し上げた次第でございませう。

によりませうと、検察当局が故意に秘密を漏洩し、新聞記者と共同してこれを公けにし、よつて名譽を棄損したという趣旨にとれます。しかし、今御答弁のごとく、検察当局が何らの容疑もなかつたといつたならば、検察当局が機密を漏洩しようにも方法がございませぬ。その機密を漏らして記者をして書かしたといふことではございませぬ。それは検察当局は共謀の名譽棄損になるであらうが、その事実が全然ない、また何ら容疑がないというのに、つまり機密を漏らしたこともないといふのに、検察当局が機密を漏洩し、しかも故意に漏洩し、よつて新聞記者をしてその記事を公けにせしめたといふことは、これまさしく誣告に相違ないと思ひます。誣告罪は申し上げるまでもなく親告罪ではありませぬ。その罪は、三月以上十年以下ノ懲役ニ処スとありまして、名譽棄損罪の三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金」といふのに比しては、はるかに重いのであります。この重い犯罪が本件遂行されておるとの疑いが生じたといつたならば、名譽棄損罪よりもさらに嚴重に取調べをなすべきものであると思ひます。しかし、それを立松記者を逮捕することによつてのみこの問題を転換しようとするのは、これは許されないと思ひます。当局はこの問題に対していかに処置をなされたか、これを承りたい。

○佐竹(晴)委員 宇都宮代議士は、検事総長並びに検事正を名譽棄損で告訴したといふことでありまして、先ほどの御発言の中にもはつきりいたしておられます。また宇都宮氏から印刷物が各方面に頒布せられておられますが、これによると、さらにまた先ほどの御発言

○竹内説明員 私から答弁させていただきます。大臣がたびたびここで言明をされておられますように、読売新聞記事が出ました当時、宇都宮、福田両代議士に対する容疑は法務大臣の手元

全然報告されておらないのでございませう。また、その後調査しましたところ、容疑がないといふことでございませう。従ひまして、御指摘のように、容疑がないものを検察当局が漏らすはずがないではないかといふことがまず第一に考えられるわけではございませぬ。容疑がないものを漏らすはずがないといふところからして、これは、通謀でこの名譽棄損罪が行われたかどうかといふような点は、一応地検側の弁明として東京高検は理解しておるようではございませぬ。従つて、もしも真実をいふ事実がないのに漏らしたと称してこの告訴が出ておるといふことになりませうと、今度は告訴人としての考え方がまた問題になるのでございませうが、それらは、この名譽棄損罪の本筋の事件の今後の捜査によつてその問題も自然明らかになつてくるのでございませう。その点を期待いたしておりますし、またその結果によつて検察当局が第二に考えるべき問題であるといふふうに考へておるのであります。

○宇都宮委員 関連して……

ます、私が先ほど陳述いたしましたことに対して、佐竹氏のただいまの御発言は、いささか誤解があるようでありませう。私は何がゆゑに検察首脳者を告訴いたしましたかといふと、私自身、これは全く事実がない。しかも、読売新聞には、あたかも検察からそのニュース・ソースが出ておるといふような書き方もしております。また再度にわたりまして読売の編集責任者が、検察方面からニュースが出ておるといふようなことを言つておるのであります。さらさらさらさらなるが、私は、もしも検察庁からさういふものが漏れたとすれば、

決してこの捜査上の秘密を漏らしたものではない、あたかも公訴前の犯罪行為のような形をして、誣罔の事実を何らかの意図によって検察側が漏らしたのではないかとというふうに疑わざるを得なかったわけであり、そうして、先ほども申し上げましたように、かような両代議士に対して誣罔なことを新聞記者に通報して漏らすということでは、一検事のいいかげんになし得ることではない、これは何らかの意図によって上司が指揮命令したものだ、かように当時の事情においては理解せざるを得なかった。でありますから、私の告訴の前提は、決して地方検察庁において私の捜査が行われてい、なかつた、行われているにしてもきわめてかすかな事実として行われて、とうてい漏れるようなことはない、それが故意によつて漏らされたというところに事態の非常な重大性がある、従つて一検官ではなく検察首脳を告訴いたしました、かようなことなであります。ただいま佐竹委員からの発言でございますが、私は別に当局に質問はいたしませんけれども、私の立場をここにのべてせん明いたす次第であります。

○佐竹(晴)委員 ただいまの宇都宮氏の釈明によりまして、検察首脳部が指揮命令してやらしたのじゃないかという疑いを持ってせられたことが今はつきり述べられたのです。その結果検事総長や検事正が告訴をされておるものといえますならば、これは捨ておきたい問題だと思つておる。ちよつど花井検事総長もお見えになつておるのではありませんか、これは一体どこから漏れたものであろうか、あるいは、一切漏れていないのに、あたかもそういう

事実があつたごとく捏造して書いたものであろうか、その辺に対する御調査ができておりましたら、検事総長として一つ御答弁を願つてみたいと思つておる。

○花井説明員 誣告の問題でございますが、これは、私どもの調査の結果では、検察庁からは絶対に漏れておりません。それを私は確信いたしております。そこで、そのことが直ちに誣告になるかどうかということでございますが、そう信じたということにあるいは問題があるんじゃないか。つまり犯意の問題がありはしないか。ですから、直ちに今誣告をもつてこちらから捜査をするというふうな考えは、目下のところはございません。

○佐竹(晴)委員 立松記者を逮捕いたしましたのは、おそらく内部から出てくるんじゃないかという疑惑をたくため、世間に弁解するための一方法であらうと思われませんか。それでしたなら、まづ正面から検事総長が今御答弁の通りに検察庁からは絶対に御答弁の通りであることを言明することができるといたしますならば、検察庁の上官の指揮命令に基いてこつたような機密が漏れたかのごとき告訴が提起されている以上、検察当局といたしましては、これは当然取調べすべきものであり、立松記者を逮捕すべき事案ではないと思つておる。いかがでございますか。

○竹内説明員 私から答弁させていただきます。仰せのように、本件は、告訴人側の告訴状によりまして、担当検事が漏らした、それから検事正あるいは検事総長は検察一体の原則によつて

指揮監督の任にある者だから、その責任があると書いてございます。しかしながら、本日の弁明の御陳述を伺いますと、部下がさようなことを漏らすのは上司の命令なくしてはあり得べからざるのだというお考えのもとに、これを責任があるというふうに考えたという御趣旨の御陳述があつたわけでございます。今後この問題の処理に研究をいたして参りたいと思つておる。何と申しましても、事は捜査の実体に触れる事柄でございますので、これらの問題については論議も、私といたしましては、もう少し先の適当な機会に譲りたいという考えでございます。

○佐竹(晴)委員 お約束の時間がありますから、それでは私は次の質問者にお譲りいたします。

○三田村委員 横井太郎君。

○横井委員 時間があまりないので、端的にお尋ねを申し上げたいと存じます。

本委員会を取り上げられております汚職、名誉棄損、記者逮捕、この一連の問題に關しましては、私はそれぞれ問題を別にして究明をいたさなければならぬと思つておる。ことに汚職の問題に關しましては、われわれ国会議員の名譽にかけて徹底的に追及するべきであると思つておる。与えられた時間がありませんので、私は簡単に名誉棄損の問題についてお尋ねを申し上げます。

先ほど宇都宮、福田両代議士からそれぞれ陳述がございまして、法務大臣から一応のお答えがございました。そこで、きょうは検事総長がお見えでありますので、検事総長の口から、検察

当局の最高責任者の口から、十月十八日の読売新聞の朝刊に五段抜きでかどと、宇都宮、福田両代議士に収賄の容疑がありとして報道されましたが、この両代議士がその当時、すなわち十月十八日当時及び現在においてさういふ容疑があるかどうか、この点を花井検事総長からお答えを願つておる。

○花井説明員 十八日当時はもちろん何ら容疑が出ておりません。今日に至つても容疑は出ておりません。

○横井委員 それから、先ほど花井検事総長は、部内からこの問題を記者に漏らしたことは絶対にないと言つておられた。絶対にないと言つておられますが、それは、部内の關係において、監督官の立場においてどういふように自分の部下をお取調べになつた結果において、さういふものがないということが具体的に言えるのであつたらうか、その点を一つお答えを願つておる。

○花井説明員 東京地検の検事正から確信を持って私に報告して参りました。東京高等検察庁の取調べの結果においても確信が持てます。

○横井委員 そこで、捜査線上にもない、部内から漏らした者もないのだ、さうすれば、一体どうしてこつたかという事が出たかというのをわれわれは考へなければならぬと思つておる。そこで、この記事を讀んでみますと、先ほど宇都宮氏が讀みました通りに、この記事は全く客観情勢を描写したものでございまして、こと、この中では、最後のところに、宇都宮、福田両代議士の召喚も必至と見られる、こつたはつきり書いておるのでございます。

それから、最後のところにこつたというところがございます。さらに地検が押収した書類には眞鍋、福田、宇都宮三代議士の氏名の上には済といふしるしがはつきり押されておる、こつた書いてございまして、これはひとり宇都宮、福田両代議士のこの問題に關するばかりでなく、新聞紙上あるいは週刊誌の上におきましてよく一つの何々メモ、何々メモといふものが発行せられておつて、さうしてその上には済といふ字が書いておる、それは非常に嫌疑の深いものであるといふことを言うのでございまして、さういふような証拠書類を押収しておる、こつたことまで書いてあるのだが、一体証拠書類といふものに、何々済といふか、何々済といふか、さういふような証拠書類はあなたの方の手にあるかないか。さういふことを、これは国会議員全体がよくさういふものを済んだとか済まぬとかいふように書かれておつて、——もらつておる人はそれは自業自得であります。徹底的に追及することがよろしい。しかし、済みとか済まぬとか、何もないのに、こつたという押収書類ありとまことしやかに書かれておるが、さういふ材料がある方々の手元にあるかないか、それを一つお答えを願つておる。

○花井説明員 現に捜査進行中の事件でございますので、一切私としては申し上げることができません。

○横井委員 今まで検察当局なり法務大臣なり、それから宇都宮、福田両代議士の先ほどの陳述を聞きまして、一つも容疑がなくてどうしてばかりとこつた非常に疑問を持つのでございまして、私らの申し上げたいこと

○横井委員 今まで検察当局なり法務大臣なり、それから宇都宮、福田両代議士の先ほどの陳述を聞きまして、一つも容疑がなくてどうしてばかりとこつた非常に疑問を持つのでございまして、私らの申し上げたいこと

は、一体ほんとうに検察当局に漏らした者がいるのか、それとも新聞記者の方か、あつてもそれを言わないのか、漏らした者はないというようにことさらに言うのか、私は判断に苦しむのでございます。少くとも今おっしゃいました大臣、検察当局の話を率直にそのまま受けるとするならば、この記事は誤報である、でためである、こりうりふりにしかとれないのであります。が、そうとつてよろしゅうございませうか。あなた方は何と考えられますか。ことにこれは、検察当局が調べておつてその結果逮捕召喚することは必至であると言つておるのであります。これをわれわれはどう判断していいかわからない。それは新聞記者の名譽欲か、あるいは何かの陰謀においてこりうることが書かれたのかしら、私は判断に苦しむのであります。あなた方はこれは誤報であるとおっしゃるかどううか、その点を一つ一べん聞きたい。

○竹内説明員 私からお答えいたしました。召喚必至という文字がございしますが、これなどはまさしく誤報だと思ひます。それから、その他の事項につきましては、大臣、検事総長からお答えがございしましたように、私どもはさような漏らしたというよりな事実はないものと確信はいたしておりますが、ここで確信々々と申し述べましてもいけない。それよりも、現にこの告訴事件は東京高等検察庁において嚴格に捜査を進めておるのであります。この捜査の結果によつて公けに明瞭になるものと信じております。それによつて明らかになりましたというのが私どもの現在の心境でございます。

○横井委員 どうも、捜査中と言つて逃げてしまへばこちらは何とも言えないのでございしますが、少くともただいままで聞いたところを言つて、どうも捜査線上にも何も無いものがばかりと出ておる。一体だれがこりうり記事を書かせたというのか、それとも記者自身が考へて書いたのか、どうも私にはわからないのでございします。しかしながら、よくこれはわれわれお互いが考へなければならぬと思ひます。福田、宇都宮両代議士は、少くとも十何万票を取つて出て来た人でありまして、投票者というものは両氏をりつばな人だと思つて信頼しておるのであります。その人が汚職をやつたとしたら、失望落胆するでしょう。もしそのまゝ記事がうそだといふならば、おそらく有権者は怒るでございませう。それは国民を侮辱するからであります。私らは、単にこの問題は宇都宮、福田両氏はかりではございませぬ。汚職をやつたのはこれは追及するがよろしい。悪いことをやつた者がひつ張られるのは当りませぬ。しかし、やらぬものをやつたとして報道せられる場合においては、これは決して福田、宇都宮両代議士の問題ではございませぬ。国会議員全部の問題であります。だからこれは徹底的に究明しなければならぬと思ひるのでございします。

○坂本委員 私時間ありませんので希望を述べて質問を打ち切ります。○三田村委員長 ただいまの横井君の御質問に対しては、いざれ理事會に諮つてしかるべく処置いたします。坂本委員長君。

○坂本委員 そりういたしましたと、その新聞の発表の際に、岸本検事長は、ニュース・ソリスを明らかにしなかつたことも一つの理由だと、こり新聞発表しておられますが、そりうり事實はあります。○竹内説明員 一昨日その点につきまして御説明申し上げたのでございします。岸本検事長はニュース・ソリスを言わないから逮捕したというようには記者会見では申されてないのであります。

なつております。従つて、この結末をはつきりしていかなければならぬと思ひます。今までのこりにおける究明というものは、検察当局と法務当局に聞いただけでございします。これだけでは片手落ちだと思ひます。先ほど宇都宮氏から聞けば、説究新聞編集局長は、この問題は検察当局から出ておる、こり言われたといふのでございせんが、果してそれが真なりとするならば、これは一体新聞社を信じていいの、漏らしたという検事局を疑つたらいの、私は判断に困ります。そこで、これは相談でございしますが、新聞社の方も呼び下さつて、そりうして次会でお聞きするように願つたらいかでございませうか。これは御相談でございします。「理事會」と呼ぶ者あり。ことに私が申し上げたいのでございしますが、説究新聞は堂々と社説に掲げておられます。われわれの使命は、世の権力者に対し、嚴重な批判の目を向け、いかなる圧迫にも弾圧にも屈しないとともに、つねに大衆の味方となり、その代言者として勇敢に報道することである。もちろん神ならぬ新聞として、ときには誤報もないとはいへないが、報道に誤まりがあれば、それを堂々勇ましく公表して世に謝す良心は持つてゐる。こり言つておいでになる。まことに同感でございします。新聞社自身がそり言つておいでになるのでございしますから、こりにおいでになつて堂々とその所信をお聞きすることがわれわれ法務委員の任務でもあると思ひますので、せひお取り計らいをお願いしたいと思います。

○坂本委員 時間がありませんから、二、三点についてお聞きいたします。第一にお聞きいたしたのは、高等検察庁は逮捕状の請求をいたしました。さらに二日後において勾留の請求をいたしております。この逮捕状の被疑事実の要旨、勾留請求の理由、この要点をまずお聞きいたします。

○竹内説明員 被疑事実の要旨は、被疑者は説究新聞社記者であるが、昭和三十三年十月十七日、東京都中央区銀座西三丁目同新聞社で、確實な根拠もないのに、衆議院議員宇都宮徳馬、同福田篤泰が売春業者より売春防止法の国会審議等に関連しそれぞれ多額の金金を取附し、捜査当局より召還されることが必至である趣旨の原稿を作つて、これを十八日付朝刊に、宇都宮、福田両代議士取附の容疑濃厚なるとの表題のもとに右記事掲載させて、同日東京都内等の多数購読者に配布させ、もつて公然事実を摘示し、右宇都宮徳馬、福田篤泰の名譽を棄損したといふ被疑事実でございします。

○坂本委員 そりういたしますと、ニュース・ソリスを明らかにしなかつたという点については、被疑事実になつていないように考えられますが、いかがですか。

○坂本委員 私には東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○竹内説明員 十月二十六日の各紙に、多少書き方は違つておりますが、要するに取材源を明らかにしないことも逮捕の理由の一つであるという趣旨の報道がされておつたことは御指摘の通りでございします。それにつきましても、検事長につきましてその会見の様を調査したのでございしますが、その結果は、一昨日御説明いたしました通り、先ほどまた答弁しました通り、そりうりニュース・ソリスを言わないから逮捕したという趣旨のことは言つていないといふのでございします。

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

○坂本委員 私は東京と朝日と二つここに資料を持つておりますが、いざれもこれは公式の記者会見において岸本

検事長が言われた話です。今のよう
に、「理由の一つである」と言って、さ
らに、「検察庁としては事実を明らか
にするためには、ニュース・ソースを
隠そうとする新聞記者の気持を尊重す
るわけにいかない。」と出ているわ
けです。これは朝日新聞も東京新聞
も、文章は一、二字は違いますが、大
体同じですが、この記者会見におい
ては、岸本検事長は「こういうことを絶対
言ったことはない、そういうことにな
るわけですか。」

○竹内説明員 それではもう一回一昨
日答弁申し上げましたことを重ねて申
し上げるわけですが、この十月
二十五日の昼過ぎに各社十数名の新
聞記者と岸本検事長は会見をされてお
るのでございます。その際いろいろお
話もたくさん出たようでございませ
んが、本件の問題に関する点についての
調査の結果によりますと、立松記者
逮捕をなす必要はなかったという点につ
きまして、検事長は、関係者の供述に
重大な食い違いがあるのを、釈放した
ら証拠隠滅をされるおそれがあったた
めに逮捕するようになった、それから
十八日の説定の記事が作られるよう
になったいきさつを検察庁としては知り
たい、それを明らかにするために逮捕
せざるを得なくなったという答えをし
ておるようでございます。さらに、そ
の際、ニュース・ソースをそれでは言
えというのであるかというよりな質問
が出たようでございます。この質問に
対しまして、原稿作成のいきさつを調
べるのだから自然にニュース・ソースも
捜査の対象になるだろう、——このこ
とであります。なるだろう、しかしそ
ればかりが目的ではないというふう

答えておられるようでございませ
んに、そのニュース・ソースを秘匿す
る権利があるかと思いが、それに対
しての見解はどうかというよりな質問が
出たようで、それに対して、捜査当
局としては真実の発見に努めなければ
ならないということをお説きされたら
ば、どうも、これら記事が新聞
局になりました結果が、先ほど御指摘
の通り、新聞記者がでたらめを書いた
と、かき書いたと、かき書いたと申
しておるのではございませぬが、い
うことでお話の出た中で重要なこと
は、さういふ点だろうと思ひます。こ
れを善くに至ったのについては、岸本
検事長の発言と質問者の受け取り方、そ
の間に多少の行き違ひがあつたのだ
なからうかというふうにお説かれる
のでございませぬ。一昨日も同趣旨の御答
弁を申し上げたのでございませぬが、そ
れによつて御了承願ひたいと思ひま
す。

○坂本委員 先ほど佐竹委員の質問に
対しても、大臣と局長の間におい
て行き違ひがあつて、時間がなかつた
ので、あなたがいかに新聞記者が要約
したか、いかに新聞記者が要約し
てもこのよりの文章で出ないと思ひま
す。この新聞を見れば、明らかに、
ニュース・ソースを明らかにしない、と
いうことも被疑事実の理由の一つだ
というふうに見られるわけなんです。
さうすると、今の局長のお話のよ
うであれば、検事長はさう言っていない
と、しかしながら、これはわれわれ
専門家から見ても、やはり被疑事
実の重要な一つの理由になつて
それで、われわれが第一に不可解と

するのには、この名譽棄損罪にニュー
ス・ソースの問題を被疑事実に入れる
こと自体が非常な不可解である。従つ
て、東京高検はさういふ意図のもとに
この立松記者を逮捕したか、立松記者
を逮捕するのには何か、立松記者
があつたのではないか、さういふふう
に考へられるのです。新聞にもいわれ
ておられます。名前を出していないけ
れども、十数名の国会議員が金をもら
つておる、この法案の通過に際しては
国会の廊下においてポケットに金を入
れておる、(「軽率な言動をする
な」と呼ぶ者あり)——これは新聞に出
ておることだ。さういふふうに出
ておる。さういふ疑ひが出ておる。それ
に対して東京地検は特捜班をこしら
えて強硬にこれを取り調べようとして
おる。それに対して、岸本検事長は
ニュース・ソースの問題も被疑事実の
一つだといつて、逮捕する。これは明
らかに、検察当局において一方は強硬
にこれをやらなければならぬとして
るのに対して、何らかの力によつて
これに水を差すようにわれわれには考
えられる。従つて、検察部内に機密の漏
洩があるという事で汚職捜査はこ
先をくじくために高検がやつておるの
ではないか、さういふふうにお説かれ
ておる。この点について大臣はさう
お考へになりますか。御答弁願ひ
たい。

○三田村委員長 大臣に申し上げます
が、ただいまの坂本委員の発言は非常
に重要でありますから、明確に御答弁
を願ひます。
○唐澤國務大臣 ただいま坂本委員
は、立松記者の逮捕が何か政治的意

図をもつてなされたのではないかと
いふ疑ひのようでございませぬが、絶
對にさういふことはございませぬ。何
ゆゑに地検において逮捕状を請求して
その発付を受けたか、それからさらに
勾留状の請求をするに至つたかとい
うことは、しばしばこの委員会にお
いて私並びに刑事局長から御説明申し上
げたりしてございませぬ。私は、この事
実があつたのを事後に報告を受けてお
りますから、事前には存じませぬ。
従つて、私がこの逮捕について何も事
前に知らなかつたといふことは御承
願ひます。また、高検におきまして
も、政治的意図をもつてさういふこと
をするといふことは絶対信じられま
せん。この逮捕は捜査進行の過程にお
いて全くやむを得なかつたことであ
りまして、他に政治的その他の目的が
あつたのでは絶対にお説きしません。

○坂本委員 大臣は前回もさうい
うことにかかわらず捜査は強力に進行
させるといふことを申されたのです。
しかしながら、われわれの憂うところ
は、造船疑獄は指揮権の発動によつ
て、いかにやむやになつたといふこと
は、御承知の通りであるが、このきた
ない汚職に対する強力なる捜
査がくじかれるようであつては相
ならぬといふことである。しかしながら、
検事長が、ニュース・ソースも理由の
一つだといふことを記者会見にお
いて話しておる。しかしそれが被疑事
実の唯一なる言論の自由と、言論によ
るところの悪の摘出、これを押えるた
めに逮捕してくじく、だから記者がその
記事を發表するのにはちやうちよす、

それを押えて、さうして汚職の捜
査を強力に推進することを押え、世
論を押えるといふことにも考へられる。
だから、造船疑獄の指揮権発動と思
ひ合せまして、裁判所からは勾留を却下
されるよりなこのよりの汚職に對
する事件に對して、逮捕状を出し、さ
らに勾留状の請求をするといふこと
は、これは言論の抑圧であり、ひいて
は汚職の強力なる捜査の推進が妨
げられる、この憂ひがあることを私
は心配する。

そこで、もう一つお聞きしたい
のは、立松記者の起訴、不起訴の問題
があります。ただいま西氏に対しては
容疑なしといふことになつておるが、
しかしながら、それは大臣にしても
検事長にしても報告を聞かれただけ
でありまして、この名譽棄損の告訴に對
する捜査の過程におけるものかと思
ひます。従つて、果して名譽棄
損になるかどうかといふことも、汚職
の捜査が全部完了しないことにはその
事実の真否はわからぬと私は思ひま
す。そこで、大臣にお尋ねしたい
のは、いろいろの今申し上げたよ
うな関係からして、きたない汚職
を徹底的に糾明して、同僚議員にお
いてもまことに気の毒であるけれども、
汚職のある人は徹底的に国会の閉会中
でもやらなければならぬ。従つて、そ
の捜査の完了するまでは、立松記者の
起訴、不起訴の問題の決定はできな
いと思ひますが、大臣の御所見を
お聞きしたいと思います。

